

令和8年度
市民の皆さま向け

支 援 制 度

妊娠・
出産・子育て支援
《P1～P4》

若者の支援
《P4》

高齢者の支援
《P5～P7》

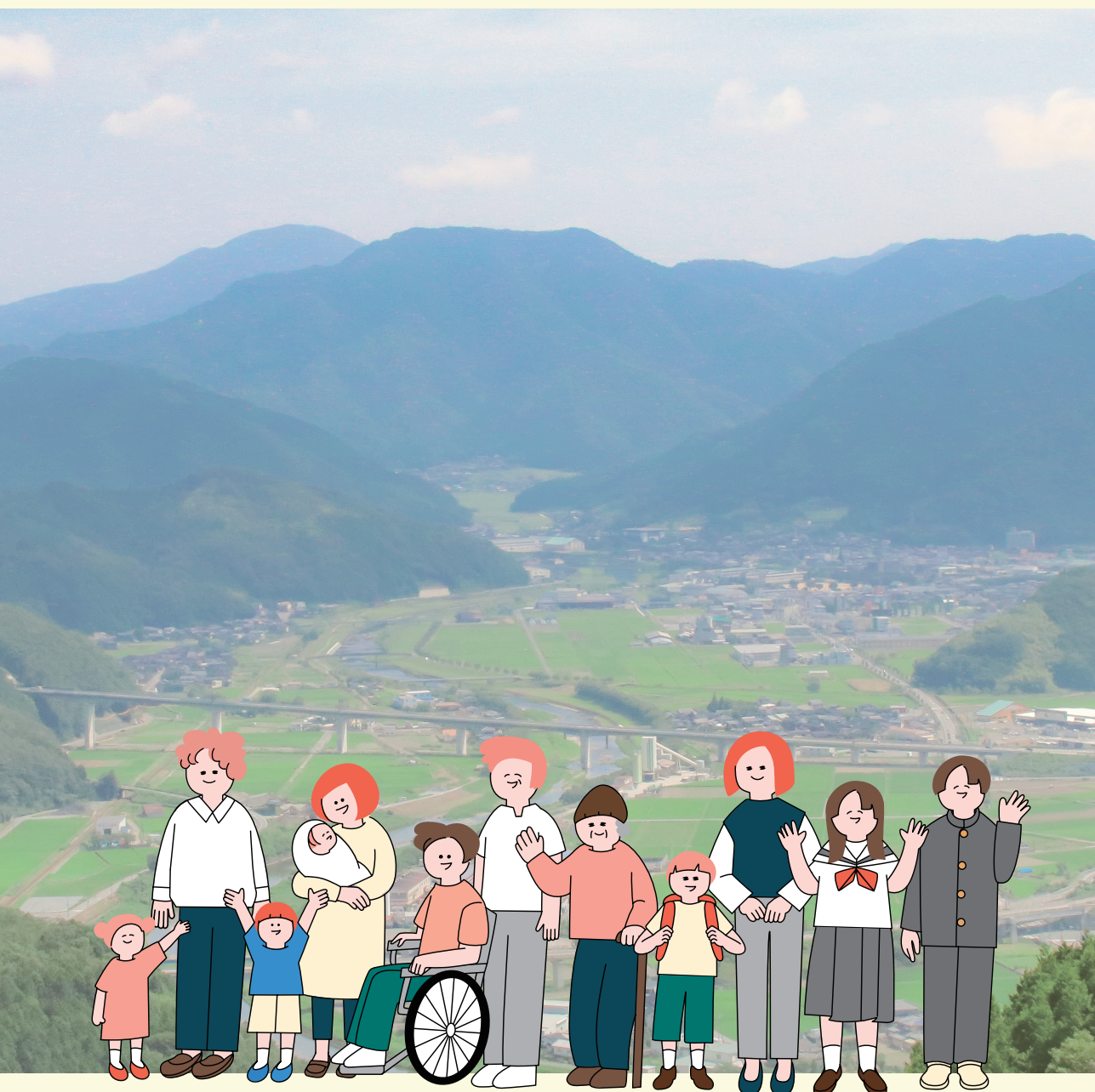
住まい・
暮らしの支援
《P7～P12》

福祉・
医療の支援
《P12～P15》

農業者の支援
《P16》

防災・防犯・
安心安全の支援
《P16～P17》

その他の支援
《P17～P18》



朝来市令和8年度 「市民の皆さま向け」支援制度などのお知らせ

市民の皆さまには、市政の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年度当初予算における「市民の皆さま向け」の各種支援制度などをお知らせします。

詳細につきましては、大変恐れ入りますが担当課にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このパンフレットは主だった支援制度をまとめております。これ以外の制度については、各担当課にお問い合わせください。

▶問い合わせ 8時45分から16時45分（土、日、祝日および12月29日から1月3日を除く）

（令和8年4月1日現在）

【拡充】部分は太字で表記しています

妊娠・出産・子育て支援

【新規】朝来市こどもの居場所づくり事業補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容・対象	地域でこどもが安心して過ごせる場「こどもの居場所」づくり事業を実施する団体に対して、運営に必要な経費の一部を助成します。	
支給額など	①食事提供がない活動 2,000円/回（上限100,000円） ②食事提供がある活動 5,000円/回（上限250,000円）	

【新規】こども誰でも通園制度（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	こども園課 ☎672-4933
内容・対象	保育所・こども園などに通園していない0歳6カ月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で利用できるこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施します。	
利用料など	利用可能時間：16時間/月（国標準10時間/月） 利用料：300円/時間	

【拡充】保育料完全無償化（市独自）	担当課 問い合わせ先	こども園課 ☎672-4933
内容・対象	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和8年4月から保育料を無償化します。	
自己負担額	全額公費負担	

【拡充】保育所等給食費無償化（市独自）	担当課 問い合わせ先	こども園課 ☎672-4933
内容・対象	公立こども園の給食費を無償化します。 また、私立保育所・こども園の給食費についても、公立給食費相当額を補助します。	
自己負担額	公立：全額公費負担 私立：公立給食費相当額を補助	

学校給食費無償化（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	学校給食センター ☎672-2801
内容	令和7年4月の給食から無償化しています。手続き不要です。	
対象	市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者	
自己負担額	全額公費負担	

乳幼児等・こども医療費無償化（県・市）	担当課 問い合わせ先	市民課 ☎672-6120
内容・対象	0歳から18歳までの子どもの医療費自己負担分を無償化しています。また、指定難病などの他の公費負担医療との併用についても、継続して併用可能とします。	
自己負担額	全額公費負担	

出生祝事業（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容・対象	令和8年4月1日以降に出生し、最初の住民登録が朝来市になされた子どもを同一の世帯で養育している父または母に支給します。	
支給額など	1人3万円と出生祝品	

在宅保育支援金（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容	保育所・こども園などに入園せず、家庭内で保育している未就園児の保護者に支援金を支給します。	
対象	生後7カ月以降の0歳児、1歳児、2歳児（年度末までに満3歳になる2歳児を含む）	
支給額など	1人一月当たり1万円	

ファミリー・サポート・センター事業（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	ファミリー・サポート・センター ☎666-8370
内容	【子育ての援助】を受けたい「おねがい会員」と、行いたい「まかせて会員」が、それぞれ会員登録をして、地域で子育て援助活動を行います。	
対象	生後6カ月から小学校6年生まで ※会員同士で謝礼の受け渡しがあります。	
利用料など	・活動時間：一般…7時～19時、時間外…6時～7時、19時～21時 ・謝礼：一般…350円/30分、時間外・土日祝日・年末年始…400円/30分	

新生児聴覚検査費助成（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容	新生児聴覚検査の初回検査にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成	
対象	新生児聴覚検査を受ける日に朝来市に住所を有するお子さんの保護者	
支給額など	全額公費負担	

妊婦健康診査等費用助成（市独自）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容	妊婦健康診査（妊娠判定を含む）にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成	
対象	妊婦健康診査を受ける日に朝来市に住所を有する妊婦	
支給額など	全額公費負担	

産婦健康診査費助成（国・市）	担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎666-8103
内容	産婦健康診査にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成	
対象	産婦健康診査を受ける日に朝来市に住所を有する産婦	
支給額など	全額公費負担、2回まで	

【拡充】部分は太字で表記しています

1 か月児等健康診査費助成 (国・市)		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	生後2週間児健診・1 か月児健診にかかる費用（保険適用分は除く）に対し全額助成します。 ※助成券による助成または償還払い（払い戻し）による助成		
対象	健診を受ける日に朝来市に住所を有するお子さんの保護者		
支給額など	全額公費負担、2回まで		

妊産婦移動サポート助成 (国・県・市)		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	市内の自宅などから市外の産科医療機関への妊婦健診、出産時の入退院、産婦健診の受診に要する往復の交通費として、実際に利用した交通手段に基づき助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす妊産婦 ①健診日および申請日に朝来市に住所を有する人 ②市税など朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	片道乗車1回当たり、下記の①または②のいずれかを助成 ①自転車：500円 ②列車、バス、タクシー 自宅から医療機関までの乗車に要した料金（列車およびバスの料金は自宅から医療機関までの間の最寄りの駅間または停留所間の料金）の1/2の額（上限5千円）		

産後ケア事業 (国・県・市)		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	病院や自宅などで助産師から乳房ケア、こどもの発育発達確認、育児サポートなど専門的なケアを提供します。		
対象	朝来市に住所を有し、出生後1年以内の子どもと養育者 ただし、実施機関によって利用できる月齢が異なります。まずは担当課にご相談ください。		
支給額など	ケアの提供や施設利用などにかかる費用を公費負担（種別に応じて一部自己負担あり）		

【拡充】特定不妊治療サポート助成 (市独自)		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	特定不妊治療および特定不妊治療の一環で実施された男性不妊治療に要した医療費（保険適用内外）と、 通院に要した費用の一部を助成します。 ※兵庫県において、先進医療にかかる医療費および交通費の助成制度があり、県制度に該当する場合は、県助成額を控除して助成します。 ※治療開始時の妻の年齢により助成回数の制限あり ※治療内容、利用区分により上限額あり		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に朝来市に住所を有していること ②医療保険に加入しており、特定不妊治療を受けた期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③申請する特定不妊治療について若年がん患者妊孕性温存治療費助成の交付を受けていないこと ④夫婦ともに市税など朝来市の徴収金を滞納していないこと ※通院費用の助成は対象地域等の要件がありますので、担当課にご確認ください。		
支給額など	【医療費分】 1回の治療に要した自己負担額の1/2（下記の金額を上限） ①保険適用の特定不妊治療（先進医療を含む）：10万円（治療区分によって2万5千円） ②保険適用外（自費診療）の特定不妊治療：15万円（治療区分によって5万円） ③男性不妊治療：10万円 【通院交通費分】 自宅から医療機関までの往復距離（km）×37円×通院回数×8/10（10円未満切り捨て）		

一般不妊治療費助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	一般不妊治療に要した費用（保険適用内外）および不妊治療として夫婦そろって受けた検査（不妊治療ペア検査、保険適用外）の自己負担額に対し一部助成します。 ※1年度に1回のみ申請		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦いずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に朝来市に住所を有していること ②医療保険に加入しており、当該申請に係る検査や治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③申請する検査や治療について、他の自治体の助成を受けていないこと ④夫婦ともに市税など朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	①一般不妊治療：自己負担額の1/2 ②不妊治療ペア検査：自己負担額の7/10 上限額：1年度につき上限6万円（不妊治療ペア検査が含まれる場合は上限7万円）		

不育症治療費助成（県・市）		担当課 問い合わせ先	子育て支援課 ☎ 666-8103
内容	不育症についての検査または治療に要した費用（保険適用分は除く）の自己負担額に対し一部助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①婚姻をしている夫婦（事実婚を含む） ※夫婦のいずれもが、当該申請に係る検査や治療を行った期間および申請日に朝来市に住所を有していること ②治療などを行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満 ③不育症（2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往がある）と医師に診断されていること ④国民健康保険その他の医療保険に加入していること ⑤申請に係る治療などについて、他の自治体から同様の助成を受けていないこと ⑥夫婦ともに市税など朝来市の徴収金を滞納していないこと		
支給額など	不育症の治療費などの合計額に対し助成（1年度につき上限15万円）		

若者の支援

【新規】奨学金返還支援補助金（個人向け）（市独自）		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎672-2816
内容	大学などの在学中に貸与を受けた奨学金などを返還しながら働く若年者に対し、奨学金等の返還の支援を行います。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①朝来市に住民登録をされている人 ②40歳未満の人 ③4月1日以降に、市内企業等に正社員として就職される人 ④奨学金等の返済義務のある人 ⑤企業就業者確保支援補助金による補助を受けていない人		
支給額など	年間上限18万円 最大5年		

結婚新生活支援補助金（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	若者の結婚に伴う新生活に要する費用（住居費・引越し費用など）の一部を補助します。		
対象	▶ 対象者 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日において夫婦いずれの年齢も39歳以下であり、夫婦の合計所得金額が500万円未満の人 ▶ 対象経費 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、賃貸住宅費用（賃料および共益費1カ月分・敷金・礼金・仲介手数料）、引越費用（引越事業者または運送業者に支払った費用）のうち令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に夫婦が支払った費用		
支給額など	上限30万円（夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円）		

高齢者の支援

高齢者補聴器購入費助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎672-6124
内容	聴力の低下により生活に支障が生じている高齢者が、生活の質を維持し社会参加を図りながら住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう補聴器購入費の一部を助成します。 (予算の上限に達し次第、受付を終了します。)		
対象	次の全ての要件を満たす人（③④についてはどちらかに該当） ①市内に住所を有する 65 歳以上の人 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 ③両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の人 ④片耳の聴力レベルが 70 デシベル以上でもう片方の耳の聴力レベルが 70 デシベル未満の人 ※耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装用が有用と判断された人（医師意見書必要）		
支給額など	管理医療機器としての補聴器を、原則認定補聴器専門店で購入したものにに対し助成(1人1回限り上限3万円)		

紙おむつ用ごみ袋支給事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎672-6124
内容	在宅の介護支援および障害者支援施策として、常時紙おむつが必要な高齢者および障害者が住み慣れた自宅で安心した生活が送れるよう、紙おむつの排出に必要な指定（可燃）ごみ袋を支給します。		
対象	市内に住所を有する常時紙おむつが必要な要介護 4、要介護 5 の 65 歳以上の在宅高齢者および朝来市障害者等日常生活用具給付事業に基づく紙おむつなどの給付対象者		
支給額など	1 人につき 1 年度当たり指定ごみ袋最大 50 枚（支給決定月により支給枚数は異なります）		

人生いきいき住宅助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎672-6124
内容	高齢者および障害のある人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう、既存住宅の改造および増改築に係る費用を助成します。 (所得制限があります。予算の上限に達し次第、受付を終了します。)		
対象	【バリアフリー改修工事】 段差解消、手すり取り付けほか ①特別型 次のいずれかの要件を満たす人が居住する世帯 ○要介護認定または要支援認定を受けている人 ○身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人 ②一般型 65 歳以上で特別型の対象とならない人が居住する世帯 【断熱改修工事】 窓の断熱改修 上記①または②に該当する世帯 ※助成の利用は原則 1 回限りで、必ず工事前に申請が必要です。		
支給額など	【バリアフリー改修工事】 ①特別型 上限 100 万円（所得状況によって助成率が変動） ②一般型 2 万円～ 15 万円（工事費用に応じて助成額が変動） 【断熱改修工事】 対象工事費の 20%（上限 5 万円）		

認知症高齢者等 G P S 機能付端末費用助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	地域包括支援センター (高年福祉課内) ☎672-6125
内容	認知症高齢者などの家族が安心して介護が出来る環境の整備と見守り体制を作るため、介護保険福祉用具貸与の G P S 機能付端末の経費を一部助成します。		
対象	①市内に住所がある認知症高齢者の人 ②介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※認知症高齢者等 S O S ネットワーク事業の事前登録をされた人に限ります。		
支給額など	1 人当たり月額 300 円（上限）		

【拡充】部分は太字で表記しています

個人賠償責任保険加入事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	地域包括支援センター (高年福祉課内) ☎672-6125
内容	認知症の人が日常生活で、過って他人を負傷させたり、他人の財物を棄損し、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備え、認知症の人を被保険者とし市が契約者として個人賠償責任保険に加入します。		
対象	①市内に住所がある認知症高齢者の人 ②介護保険法の要介護認定を受けている人または要支援認定を受けている人 ※認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録をされた人に限ります。		
支給額など	全額公費負担		

【拡充】 高齢者肺炎球菌予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対する肺炎球菌予防接種を行います。 令和8年度から、より効果が高く、長く持続するワクチンに変更し、自己負担額はそのままで実施します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①満 65 歳の人 ② 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	約 8 千円公費負担 (個人負担額 2 千円、生涯 1 度限り)		

【拡充】 高齢者インフルエンザ予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延および重症化を予防するため、法で定められた対象者に対するインフルエンザ予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上の人 ※ 75 歳以上の方は、高用量ワクチンも選択できます。 ② 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	全額公費負担		

新型コロナウイルス予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	予防接種法に基づき、新型コロナウイルスに感染すると重症化する恐れがある高齢者などに対し、重症化予防を目的に接種費用の一部を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ① 65 歳以上の人 ② 60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	○接種は秋冬に 1 回 ○約 1 万 2 千円公費負担（個人負担額 4 千円）		

70 歳以上高齢者のがん検診の無償化（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	70 歳以上の方の健康づくり支援のため、がん検診費用を助成します。		
対象	70 歳以上の方で市が実施する、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診（人間ドックを除く）		
支給額など	全額公費負担		

带状疱疹予防接種（国・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	予防接種法に基づき、带状疱疹の発症や重症化を予防するため、法に定められた対象者に対する带状疱疹予防接種を行います。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 ②満60歳～65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人		
支給額など	生ワクチン：6千円公費負担（個人負担額2千円、1回接種） 不活化ワクチン：1万6千円公費負担（個人負担額6千円、2回接種） ※いずれかのワクチン、生涯に1回限り		

住まい・暮らしの支援

住宅リフォーム工事補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎672-2816
内容	市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に係る経費の一部を補助します。 ▶申請受付期間：令和8年5月11日（月）から（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）		
対象	自己が所有し、実際に住んでいる市内の住宅の改修工事 ※市のその他の住宅改修に関する補助金とは併用できません。 ※補助金の交付決定前に行われた工事は補助の対象外です。		
支給額など	20万円（税抜）以上の補助対象工事にかかった費用の10%（上限10万円）		

あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【住宅取得補助】（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	住宅を取得し、12カ月以上居住した人に対して住宅取得費用の一部を補助します。		
対象	令和5年1月2日から令和8年1月1日までの間に住宅を取得し以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○住宅を取得した人またはその配偶者のいずれかが40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人 ※申請は固定資産税が課税された年度から3年度以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付		
支給額など	○基本補助 上限50万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限40万円） ○転入者加算 上限20万円 ○同居隣居近居加算 上限10万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限20万円） ○市内業者による新築加算 上限20万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限10万円） ※合計で上限100万円（令和5年3月31日までに取得した人は合計で上限90万円）		

あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【家賃助成】（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	民間賃貸住宅を借り受け、12カ月以上居住した人に対して家賃の一部を補助します。		
対象	令和6年1月2日から令和8年1月1日までの間に賃貸住宅を借り受けた人で、以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○居住の日において婚姻の届出の日から起算して2年以内の夫婦 ※申請は賃貸住宅に居住した日から起算して3年以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付		
支給額など	○家賃月額5万円以上6万円未満の場合：当該家賃の額 ○家賃月額6万円以上の場合：年額6万円		

空き家片付け支援補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
対象	空き家バンクに登録された空き家の家財道具処分などを行う場合の費用の一部を補助します。		
対象経費	空き家バンクに登録した空き家の家財処分などを当該空き家の売却または賃貸のために行う人		
支給額など	上限10万円		

【拡充】部分は太字で表記しています

【拡充】空き家リフォーム補助金 (市独自)		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
対象	築10年以上空き家の改修を行う人に対して改修費用の一部を補助します。		
対象経費	居住のために市内の空き家のリフォームを行う人 ※相続など、購入以外の方法により取得した空き家のリフォームも対象		
支給額など	○基本補助 上限 50万円 ○あさご暮らし加算 上限 20万円 ○次世代加算 上限 10万円 ○事業者強化加算 上限 20万円 ※合計で上限 100万円 (購入以外の方法により、空き家を取得した人は合計で上限 20万円)		

【新規】電気自動車等普及促進事業補助金 (市独自) (ゼロカーボンシティ推進事業)		担当課 問い合わせ先	市民課環境推進室 ☎672-6120
内容・対象	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車と、V2H (ブイ・ツー・エイチ) 充放電設備の購入費用の一部を助成します。 ※国補助金の交付を受けた車両等が対象		
支給額など	○電気自動車 (普通自動車)、燃料電池自動車: 1台あたり 100,000円 ○電気自動車 (小型・軽自動車)、プラグインハイブリッド自動車: 1台あたり 50,000円 ○V2H 充放電設備: 1基あたり 50,000円		

【新規】既存住宅断熱化促進費補助金 (国・県・市) (ゼロカーボンシティ推進事業)		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	省エネ基準に適合していない既存の戸建て住宅を市内に所有する人 耐震性が確保されている住宅 (改修後に耐震性が確保されることになるものを含む) が対象		
支給額など	省エネ診断: 補助対象費用の 2/3 (上限 100 千円) 断熱化計画策定及び断熱化工事: 補助対象費用の 2/5 (上限 300 千円)		

【新規】住宅用太陽光発電設備等導入促進費補助金 (県) (ゼロカーボンシティ推進事業)		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内で自らが居住する新築または既存の戸建て住宅に太陽光発電設備および蓄電池を一体的に導入する人 発電した電力量の 30% 以上を補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する人		
支給額など	太陽光発電設備: 1kW あたり 70 千円 (上限 350 千円) 蓄電池: 最大 141 千円 / kWh の 1/3 (上限 235 千円)		

公共交通通勤利用助成 (市独自)		担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎672-6127
内容	鉄道および路線バスで定期券を購入して通勤している個人およびその市民を雇用している法人に購入費用の一部を助成します。		
交付対象区間	▶鉄道 J R 播但線 J R 和田山駅から寺前駅までの区間 J R 山陰本線 J R 養父駅から上夜久野駅までの区間 ▶路線バス 全但バスおよびウイング神姫が運行している路線バスの市内全区間		
①補助金			
対象	法人などに勤務し、公共交通の定期券を購入して通勤している人 ただし、市外の法人などに勤務している場合は市民に限ります。		
支給額など	(個人へ支給されるもの) 定期券購入価格の 1/8		
②奨励金			
対象	雇用している従業員などが交付対象区間の定期券を購入している法人などの代表者 ただし、市外の法人などの場合は従業員などが市民の場合に限ります。		
支給額など	(法人などへ支給されるもの) 定期券購入価格の 3/8		

高齢者の支援

住まい・暮らしの支援

J R 播但線団体利用促進補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	市民によって構成された4人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限り）で、J R 西日本または市内の旅行者で普通乗車券などを購入した団体	
対象経費	市内駅で乗降し、J R 播但線の利用に関する普通乗車券などの購入に要した経費（和田山駅から姫路駅までの区間が対象）	
支給額など	購入金額の合計額に1/2を乗じて得た額に対して助成（1団体当たり1年度につき上限3万円）	

特急はまかぜ利用促進補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	①個人（市民） ②市民によって構成された4人以上の団体（会則や規約などに定めがあるものに限り）	
対象経費	特急はまかぜの利用に関する普通乗車券および特急券の購入に要した経費（特急はまかぜの運行区間が対象）	
支給額など	個人：購入金額に3/10を乗じて得た額（1年度につき上限6千円） 団体：購入金額に1/2を乗じて得た額（1団体につき上限4万8千円）	

特急利用者専用パーク&ライド駐車場（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
利用できる車両	特急列車（生野駅では特急はまかぜ、和田山駅では特急はまかぜ、特急こうのとり、特急きのさき）を利用する市民の自家用車など（乗用車・バイク）	
駐車場	J R 和田山駅3枠、J R 生野駅3枠 ※駐車場には、特急利用者専用「パーク&ライド駐車場」の看板を設置していますので、看板のある駐車場に駐車してください。	
予約専用サイト	「朝来市特急利用者パーク&ライド」で検索してください。 ※利用するには予約が必要になります。予約専用サイトから予約することができない人は、年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分間に、担当課へ電話で予約してください。	
利用料など	無料	

駅周辺駐車場利用料金補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
対象	JR西日本で通勤定期券を購入し、鉄道で通勤しており、市内駅周辺の月極駐車場を利用している人	
対象経費	市内駅周辺の月極駐車場の借りに要した経費（月極駐車場は、公営・民営を問いません。）	
支給額など	対象経費に1/2を乗じて得た額（10円未満切り捨て）の借りに月数分（1月あたり上限3千円）	

高齢者等優待乗車カード「あこか」（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容	市民などが利用できる市内を運行している路線バス（全但バス・ウイング神姫）とデマンド型乗合交通「あさGO」が、種類によってそれぞれ乗り放題になるフリーパス乗車券を発行します。	
対象	①65歳以上の人 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている人 ③生活保護受給者	
利用料など	No.1 あこか（路線バスが対象）	
	年間パス：5,000円 1カ月パス：500円	
	No.2 あこか（デマンド型乗合交通「あさGO」が対象）	
	年間パス：8,000円 1カ月パス：800円	
利用料など	No.3 あこか（路線バス・デマンド型乗合交通「あさGO」が対象）	
	年間パス：10,000円 1カ月パス：1,000円	

但馬空港飛行機利用助成（市独自）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市民などが但馬空港の飛行機を利用した場合、事前に旅行会社を通じて航空券を購入する際か、または利用後に申請手続きを行うことで助成を受けることができます。	
支給額など	フレックス運賃：5,000 円 セイバー運賃：4,000 円 その他の運賃：3,000 円	

がけ地近接等危険住宅移転事業助成（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	災害危険区域や土砂災害特別警戒区域などの区域内に存する危険住宅が対象 危険住宅の移転にかかる経費を補助	
支給額など	除却等費の 10/10（上限国基準額） 建設助成費（利子相当額）の 10/10（上限 4,210 千円） 建設・購入または改修費の 10/10（上限 2,000 千円）	

住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	土砂災害特別警戒区域内に存する不適合住宅・建築物（ホテル・旅館）が対象 住宅・建築物（ホテル・旅館）に防護壁などを整備する費用を補助	
支給額など	住宅：補助対象費用の 1/2（上限 750 千円、地形などにより必要と認める場合は 1,500 千円 / 戸） ホテルおよび旅館：補助対象費用の 1/2（上限 4,500 千円 / 棟）	

簡易耐震診断推進事業（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象 耐震診断員が現地ですべての所有者からヒアリングと各室の間取りなどを目視で調査	
支給額など	無料 ※戸建住宅以外は、申込者負担あり	

住宅耐震改修計画策定費補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し耐震改修工事を意図される人（個人所有に限る） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 2/3（上限 20 万円） 共同住宅：補助対象費用の 2/3（上限 12 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 2/3（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 7/30 の加算補助あり（上限：7 万円）	

住宅耐震改修工事費補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県内在住の人 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の 4/5（上限 100 万円） 共同住宅：補助対象費用の 4/5（上限 40 万円 / 戸） マンション：補助対象費用の 1/2（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の 1/4 の加算補助あり（上限 30 万円）	

耐震改修計画策定・改修工事費パッケージ型補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円以下の兵庫県内在住の人 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅が対象 ※住宅耐震改修計画策定および住宅耐震改修工事を同じ業者に依頼される場合のみ対象	
支給額など	住宅耐震改修計画策定費補助および住宅耐震改修工事費補助の支給額をあわせたもの	

耐震化に伴う建替工事費補助金(国・県・市)	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県内在住の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限100万円） 共同住宅：補助対象費用の4/5（上限40万円/戸） マンション：補助対象費用の1/2（上限あり） ※新築住宅が長期優良住宅であれば10万円の加算補助あり	

簡易耐震改修工事費補助金(国・県・市)	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県内在住の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限50万円）	

屋根軽量化工事費補助金(国・県・市)	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県内在住の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：50万円 ※総額が50万円以上のものに限る。	

シェルター型工事費補助金(国・県・市)	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県内在住の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：50万円 ※総額が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円	

景観形成事業補助金（市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	市が指定した景観形成地区内（竹田、口銀谷、奥銀谷、太盛地区）にあり、兵庫県まちづくり技術センター実施の景観形成支援事業の交付決定を受けた建築物	
支給額など	補助対象費用の1/6（上限165万円または37.5万円） ※兵庫県まちづくり技術センター実施の景観形成支援事業に申請することで最大で同額補助	

老朽空き家の解体補助金（国・県・市）	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	①不良住宅等除却支援事業 事前調査により不良住宅または準不良住宅と判定された空き家 ※準不良住宅と判定された場合は除却後の土地利用制限あり ②破損空家等除却支援事業（市独自） 事前調査により破損空家と判定された空き家	
支給額など	①不良住宅等除却支援事業 補助対象費用の2/3（上限133万2千円） ②破損空家等除却支援事業 補助対象費用の1/5（上限40万円）	

古民家再生促進支援事業補助金（国・市） ※別途県の補助制度あり	担当課 問い合わせ先	都市政策課 ☎ 672-6127
内容・対象	地域活性化のために10年間活用する用途の改修を行う特定の古民家。※県補助制度の対象となるものに限られ、建物調査および再生提案を行う必要があるなど、多数の条件あり。	
支給額など	補助対象経費の1/3（上限最大350万円） ※歴史的建築物は別補助額	

浄化槽設置補助金（国・市）	担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎672-4500
内容・対象	市に住所を有する人が、生活排水を処理する区域の住宅に設置する浄化槽	
支給額など	設置費用の一部を補助	

浄化槽維持管理補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	クリーンセンター和田山事業所 ☎672-4500
内容・対象	浄化槽設置補助金で整備され、適正に維持管理などがされている浄化槽	
支給額など	修繕（浄化槽本体）および維持管理費の一部を補助	

集団回収事業助成（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民課環境推進室 ☎672-6120
内容・対象	市内の家庭などから排出される資源ごみの集団回収を行う各種団体に助成します。	
支給額など	○紙類（新聞・雑誌・段ボール）：各1キログラム当たり4円 ○繊維類（衣料、布）：1キログラム当たり4円 ○瓶類（ビール瓶および1.8リットル酒瓶）：1本当たり3円	

生活環境保全里山林整備事業補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎672-2774
内容	住宅、その他建物または道路に被害を与えるおそれがある森林内の危険木または放置竹林を伐採する費用の一部を補助します。	
対象	危険木および放置竹林を伐採する人	
支給額など	補助対象費用の3/4（上限：危険木50万円、竹林75万円）	

薪ストーブ等設置促進補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎672-2774
内容	市産材の活用や森林整備のきっかけづくりおよびエネルギーの地産地消の推進を図るため薪ストーブなどの購入費用の一部を補助します。	
対象	薪ストーブまたは薪ボイラーを設置する人（新品に限る。排煙機能などの要件あり）	
支給額など	補助対象費用の1/2（上限50万円）	

【新規】里山林整備促進事業補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎672-2774
内容	里山林の荒廃防止、緩衝帯機能の発揮による有害鳥獣被害の抑止、森林資源の有効活用を推進し、地域協働で行う里山林整備を行う団体に対し、その実施に必要な費用の一部を補助します。	
対象	市に在住、在勤または在学をしている者がその構成員の過半数を占める団体で組織運営および経理について定めた規約または会則などを有しているもの	
支給額など	補助対象費用の1/2（上限50万円）	

福祉・医療の支援

人間ドック助成（市独自）	担当課 問い合わせ先	市民課 ☎672-6120
内容	医療機関で人間ドックを受診される人の費用の一部を補助します。 ※特定健診、胃がん検診、肺がん検診および大腸がん検診は必須項目	
対象	30歳以上の朝来市国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者で、医療機関で人間ドックを受診される人の費用の一部を補助します。ただし、市の総合健診や市内の医療機関で特定健診を受診された人は対象外です。	
支給額など	上限1万5千円	

朝来市国民健康保険加入者の がん検診の無償化（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
内容	健康づくり支援のため、がん検診費用を助成します。		
対象	20 歳以上の朝来市国民健康保険加入者（検診項目により対象年齢は異なります。）		
対象の検診	市が実施する、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診 （人間ドックを除く） ※がん検診についての問い合わせ先：健幸づくり推進課 ☎ 672-5269		
支給額など	全額公費負担		

福祉医療制度（国・県・市） ※乳幼児など・こども医療以外		担当課 問い合わせ先	市民課 ☎ 672-6120
未熟児養育医療			
対象	出生体重が 2,000 グラム以下の子ども、生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた子ども （1 歳未満）※指定養育医療機関に限る		
自己負担	全額公費負担		
高齢期移行助成			
対象	65 歳以上 69 歳以下の人		
自己負担	負担割合 2 割（所得区分によって限度額は異なります。）		
重度障害者医療			
対象	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		
高齢重度障害者医療			
対象	後期高齢者医療の被保険者で、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		
母子家庭等医療			
対象	18 歳未満の子どもを監護する母子家庭の母と子ども、父子家庭の父と子どもおよび 18 歳未満の遺児		
自己負担	外来・入院・所得区分によって異なります。		

※「未熟児養育医療」以外は全て所得制限があります。

身体障害者自動車運転免許取得費補助金 （市独自）		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	身体障害者が普通自動車運転免許を取得する際の費用の一部を補助します。		
対象	身体障害者手帳 4 級以上の人 ※その他、所得等の要件があります。		
支給額など	運転免許の取得に要した費用（上限 10 万円）		

身体障害者自動車改造費助成（市独自）		担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	身体障害者が、自動車を取得・使用するため、操向装置・駆動装置などの改造に要する経費の一部を助成します。※購入前・改造前に、事前相談および申請が必要です。		
対象	身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能）を所持し、自らが所有・運転する自動車を改造する人 ※その他、所得などの要件があります。		
支給額など	改造に要する経費（上限 10 万円）		

障害者手帳交付申請用診断書等取得費助成 (市独自)	担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	障害者手帳などの交付申請に必要な診断書を取得するために要する経費の一部を助成します。	
対象	非課税世帯に属する人	
支給額など	診断書1通当たりの発行料金の1/2に相当する額(上限2,500円)	

障害児福祉サービス等利用者負担額助成(市独自)	担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	障害児福祉サービスなどについて自己負担額を助成をします。(一部上限額あり)	
対象	障害児福祉サービスなどを利用した障害児の保護者	
支給額など	○通所施設、ホームヘルプ等利用の場合、サービス毎に4,600円/月 ○入所施設利用の場合、サービス毎に9,300円/月 ○補装具、日常生活用具利用の場合、サービス毎に37,200円/月 令和8年4月利用分から、朝来市が支給決定するサービスは、助成金の申請が不要になります。助成金相当額は、朝来市から事業所へ支払います。 ※兵庫県が支給決定する障害児入所支援は、従来どおり申請が必要です。	

障害者タクシー利用料金助成 (市独自)	担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	障害者の社会参加など外出支援の移動手段を確保するため、タクシー利用料金の一部を助成します。	
対象	市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A・B1 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級	
支給額など	年間12,000円(500円×24枚)を助成	

【新規】障害者団体移送費助成 (市独自)	担当課 問い合わせ先	社会福祉課 ☎672-6123
内容	障害者団体の団体活動としての社会参加など外出支援の移動手段を確保するため、タクシー料金の一部を助成します。	
対象	次の要件をすべて満たす団体 ①障害者の福祉の向上および社会参加の促進を目的として非営利で組織的に活動し、市内に拠点を持つこと ②規約又は会則等を有し、主として身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者によって組織されていること ③概ね3年以上継続して福祉活動又は社会参加活動を行っていること ④障害者団体に所属する人のうち、市内に居住し、自ら自動車等を運転して移動することが困難な人	
支給額など	同一年度につき上限400,000円	

石綿(アスベスト)健康管理支援(県・市)	担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	初回精密検査およびフォローアップ検査(健康管理手帳の交付を受けた人が6カ月に1回受診する経過観察のための検査をいう)を受けたときの該当検査にかかる費用を助成します。	
対象	朝来市に住所があり、アスベストのばく露歴があり、本事業の対象となる人	
支給額など	助成対象となる検査費用にかかる自己負担額(上限年2回)	

がん患者医療用補整具購入費用助成(県・市)	担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	医療用補整具(医療用ウィッグ、乳房補整具[補整下着・人工乳房])の購入費用を助成します。	
対象	次のすべての要件を満たす人 ①申請日に朝来市に住所を有しており、がんと診断され、治療を受けたまたは治療中の人 ②助成の対象となる補整具を当該年度中に購入した人 ③過去に兵庫県内の自治体から対象補整具と同種の助成を受けていない人 ④助成の対象となる人が市税など朝来市の徴収金を滞納していないこと ※所得要件の規定あり。	
支給額など	医療用ウィッグ：上限5万円 乳房補正具：補整下着(上限1万円)、人工乳房(上限5万円)のいずれか	

【拡充】 部分は太字で表記しています

【拡充】 定期予防接種（国）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延及び重症化を予防するための予防接種を行います。		
対象	乳幼児（ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、5種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎） 児童（2種混合、日本脳炎） 中学校1年生から16歳までの女性（ヒトパピローマウイルス） 妊娠28週から37週に至るまでの妊婦（RSウイルス） ※対象者には通知します		
支給額など	全額公費負担		

骨髄等移植ドナー支援事業補助金（県・市）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に助成します。		
対象	次のすべての要件を満たす人 ①骨髄バンクが実施する事業でドナーとなった人 ②骨髄などを提供した日および申請日において朝来市に住所を有している人 ③骨髄などの提供について、他の自治体、団体などから同種の助成金などの交付を受けていない人 ④市税など朝来市の徴収金を滞納していない人		
支給額など	骨髄などの提供に係る①～④の日数に2万円を乗じて得た額。1回の提供につき20万円を限度に助成 ①健康診断のための通院 ②自己血貯血のための通院 ③骨髄などの採取のための入院 ④その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院、面談		

肝炎ウイルス陽性者 初回精密検査・定期検査費用助成（県）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	肝炎ウイルスの初回精密検査及び経過観察にかかる定期的な検査を受けた際の検査費の自己負担分を助成します。（医療保険適用のものに限る等の条件があります）		
対象	①検診や医療機関受診などで受けた肝炎ウイルス検査の結果が陽性の人 ②肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がんの人		
支給額など	①初回検査費の自己負担額（1回限り） ②定期検査費の自己負担額（1年度中に2回）		

任意インフルエンザ予防接種（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	インフルエンザに感染すると重症化する恐れがある小児や障害のある人の発症または重症化を予防するため、インフルエンザワクチンの任意接種に対する費用を助成します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①生後6カ月～中学校3年生 ②2歳～中学校3年生相当の年齢の人で、経鼻ワクチンを接種する人 ③身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳未満の人 ④身体障害者手帳1・2級（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人）を所持している60歳～65歳未満の人で、定期接種の対象とならない人		
支給額など	①③④：1回2千円（13歳未満の人は2回助成） ②：4千円（1回接種）		

任意帯状疱疹予防接種（市独自）		担当課 問い合わせ先	健幸づくり推進課 ☎672-5269
内容	帯状疱疹の発症や重症化を予防し、また、経済的負担を軽減するため、接種費用を一部助成します。		
対象	50歳以上の人で「帯状疱疹予防接種（国）」の対象とならない人		
支給額など	生ワクチンを接種される場合 3,500円（1回接種） 不活化ワクチンを接種される場合 10,000円（2回接種） （いずれかのワクチン、生涯1度限り）		

【拡充】部分は太字で表記しています

農業者の支援

【新規】 農業経営安定化対策補助金(市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	主食用米の苗の購入または育苗および肥料など資材購入に要する費用の一部を補助します。		
対象	令和8年産の主食用米および転作による野菜などを生産する農家、営農組合および法人		
支給額など	水稲苗代 (7,400円/10a) 肥料など資材購入代 (1,250円/10a)		

特産物振興対策事業補助金 (市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容・対象	①コウノトリ育む農法に取り組む農業者への支援 ②岩津ねぎ栽培に係る機械補助、省力化補助、雪よけネットの資材補助 ③黒大豆栽培に係る機械補助、省力化補助 ④朝倉山椒の苗木購入費補助 ※それぞれ補助対象要件あり		
支給額など	① 1,500円/10a、1,000円/10a(団地化) ② 1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化)、1/2補助(雪よけ) ③ 1/2補助(機械化)、1/4補助(省力化) ④ 1,000円/本		

竹粉碎機貸出事業 (市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	市内の竹林整備の推進のため、竹をチップやパウダー状に粉碎する機械を無償で貸し出します。		
対象	竹林整備に取り組む団体、グループ 貸出期間：11日以内 ※予約状況を確認の上、10日前までに申請		
利用料など	無料(運搬経費、燃料代は申請者負担)		

【拡充】 ラジコン草刈機貸出事業 (市独自)		担当課 問い合わせ先	農林振興課 ☎ 672-2774
内容	農地の除草作業に係るラジコン草刈機(既存の5台に加え、RTK基地局を活用した自動運転草刈機を1台追加)を無償で貸し出します。		
対象	市内自治会、農会、水利組合等組織 貸出期間：4日以内 ※予約状況を確認の上、7日前までに申請		
利用料など	無料(運搬経費、燃料代、点検料は申請者負担)		

防災・防犯・安心安全の支援

自主防災活動支援事業補助金 (市独自)		担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
自主防災組織力強化事業			
内容・対象	①自主防災組織の設立および編成 ②地区防災計画、避難マニュアル、マップなどの作成 ③防災資機材の購入または修繕を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の1/2で上限250,000円		
防火水槽管理事業			
内容・対象	防火水槽内の堆積土砂の撤去をしようとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の1/2で上限250,000円		
防災倉庫等整備改修事業			
内容・対象	防災資機材を格納するための倉庫などの新設または改修整備(大規模修繕を含む)を行おうとする自主防災組織		
支給額など	補助対象経費の1/2で上限500,000円		

福祉・医療の支援

農業者の支援

防災・防犯・安心安全の支援

自主防災リーダー育成補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
ひょうご防災リーダー		
内容・対象	兵庫県が主催する「ひょうご防災リーダー講座」を受講し、称号を得ようとする人	
支給額	20,000 円	
防災士		
内容・対象	ひょうご防災リーダーの称号を持つ人で、防災士の資格を得ようとする人	
支給額など	5,000 円	

防犯カメラ設置費補助金（県・市）	担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	行政区などの地域団体が防犯カメラを設置する際の経費の一部を補助します。	
支給額など	1カ所につき 140,000 円 ※ 1事業につき補助対象経費が 200,000 円以上のものに限る	

家庭用防災用品購入補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	災害への備えとして、家庭で備える非常時持ち出し用の防災用品購入の促進を図るため、購入費用の一部を補助します。	
支給額など	1世帯 1回限り 補助対象経費の 1/2（上限 5,000 円）	

身を守る防犯対策補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	防犯対策として、住宅に取り付ける防犯用品設置に係る費用の一部を補助します。	
支給額など	1世帯 1回限り 補助対象経費の 1/2（上限 10,000 円）	

いのちをまもる交通安全支援補助金（市独自）	担当課 問い合わせ先	防災安全課 ☎ 672-6112
内容・対象	①全市民向けに、ヘルメットの購入費の一部を補助します。 ② 65 歳以上の人に、自動車に設置する後付けの安全運転装置の購入および設置の補助を行います。 ③ 65 歳以上で免許を返納した人に、シニアカーの購入補助を行います。	
支給額など	①ヘルメット：補助対象経費の 1/2 で上限 2,000 円 ②安全運転装置：補助対象経費の 1/2 で、障害物検知機能がある場合は上限 30,000 円、障害物検知機能がない場合は上限 20,000 円 ③シニアカー：補助対象経費の 1/3 で上限 100,000 円	

その他の支援

【新規】地域ポイント事業（市独自）	担当課 問い合わせ先	総合政策課 ☎ 672-6110
内容・対象	イベントや講座などへの参加、ボランティア、健康づくり活動などに応じてポイントが貯まります。貯めたポイント数により、市内でのみ利用可能なデジタルマネーや市内温泉施設利用券への交換、市内のこども園・小中学校・地域自治協議会などへの寄付ができます。18 歳以上の人で、市内に在住または通勤、通学する人が対象です。	
支給額など	申請ポイント数に応じた交換・寄付などの例 ○デジタルマネー（市内限定） ○市内温泉施設利用券との交換 ○こども園・小中学校・地域自治協議会などへの寄付	

【新規】福祉人材確保支援（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎672-6124
内容・対象	<p>介護・障害福祉分野の人材確保のため、市内介護・障害福祉事業所の就職者へ就職奨励金、継続奨励金を交付します。また、介護・障害福祉事業所の人材育成のため、従事する業務に必要な研修等の受講費用を助成します。</p> <p>【奨励金】 令和8年4月1日以降、新たに市内福祉事業所に介護職員等として正規雇用された人が下記の要件を満たした場合に交付</p> <p>①就職奨励金 正規雇用された日から起算して、6カ月を経過したとき</p> <p>②継続奨励金（1年後） 就業継続し、1年を経過したとき 継続奨励金（3年後） 就業継続し、3年を経過したとき</p> <p>【補助金】 市内の介護・障害福祉事業所に介護職員等として勤務する人が業務に必要な研修などを受講したとき</p> <p>③資格取得補助金</p>		
支給額など	<p>①5万円 ②5万円（1年後） 10万円（3年後） ③受講費用（上限10万円）</p>		

市民活動促進補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎672-3065
内容	民間団体が実施する地域課題の解決に向けた新たな事業の実施に対して対象事業費の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	<p>○1年目：上限20万円 ○2年目：上限10万円</p>		

生涯学習団体活動支援補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	市民協働課 ☎672-3065
内容	民間団体が実施する生涯学習活動の初期（スタートアップ）事業の実施に対して対象事業費の一部を補助します。		
対象	対象となる事業を実施する民間団体		
支給額など	上限5万円		

あさご元気応援券（国・市）		担当課 問い合わせ先	総務課 ☎672-6115
内容	市内対象店舗で使用できる商品券を全市民に配布します。		
対象	次のいずれかに該当する人 ①令和8年2月1日に朝来市に住民登録がある人 ②令和8年2月2日から令和8年8月31日までに生まれ、初めての住民登録が朝来市の人		
支給額など	<p>市民1人当たり10,000円（65歳以上は1人当たり3,000円上乗せ） 配布時期：令和8年4月中旬から世帯ごと（世帯主宛）に郵送します。 使用期限：令和8年9月末</p>		

人と人がつながり 幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～

